

横浜市下水道条例施行規則 新旧対照表

現行	改正案
<p>(排水設備の技術上の基準)</p> <p>第3条 (第1項省略)</p> <p>2 前項各号に掲げる設備の構造の詳細は、<u>環境創造局長</u>が定める。</p> <p><u>(身分証明書)</u></p> <p>第41条 <u>法第13条第2項及び法第32条第5項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書(第33号様式)とする。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第43条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、<u>環境創造局長及び道路局長</u>が定める。</p> <p>別記 様式目次 (第1号様式から第32号様式まで省略) <u>第33号様式 身分証明書(第41条)</u></p>	<p>(排水設備の技術上の基準)</p> <p>第3条 (第1項省略)</p> <p>2 前項各号に掲げる設備の構造の詳細は、<u>下水道河川局長</u>が定める。</p> <p>第41条 削除</p> <p>(委任)</p> <p>第43条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、<u>下水道河川局長</u>が定める。</p> <p>別記 様式目次 (第1号様式から第32号様式まで省略) <u>第33号様式 削除</u></p>

## 現 行

別表（第36条第2項）

種 別		単 位	金 額
土地占用料	(省 略)	1本につき1年	(省 略)
	第二種電柱		4,700円
	(省 略)		(省 略)
(省 略)			
下水道暗渠 <sup>きよ</sup> 占用料	電線等	長さ1メートルにつき1年	950円
(省 略)			

(備考省略)

## 改 正 案

別表（第36条第2項）

種 別		単 位	金 額
土地占用料	(省 略)	1本につき1年	(省 略)
	第二種電柱		4,800円
	(省 略)		(省 略)
(省 略)			
下水道暗渠 <sup>きよ</sup> 占用料	電線等	長さ1メートルにつき1年	970円
(省 略)			

(備考省略)

【改正前】

第33号様式（その1）（第41条）

（表）

身 分 証 明 書（下水道法第13条第1項）		第 号
写 真	所 属 名	
	職 名	
	氏 名	
		年 月 日生
<p>上記の者は、下水道法第13条第1項の規定による立入検査をすることができる者であることを証する。</p>		
年 月 日発行		
横浜市長		印

（縦5.5センチメートル、横9センチメートル）

（裏）

下 水 道 法 （ 抜 粋 ）
（排水設備等の検査）
<p>第13条 公共下水道管理者は、公共下水道若しくは流域下水道の機能及び構造を保全し、又は公共下水道からの放流水若しくは流域下水道からの放流水の水質を第8条の技術上の基準に適合させるために必要な限度において、その職員をして排水区域内の他人の土地又は建築物に立ち入り、排水設備、特定施設、除害施設その他の物件を検査させることができる。ただし、人の住居に使用する建築物に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。</p> <p>2 前項の規定により、検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p> <p>第49条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。</p> <p style="padding-left: 2em;">（第1号から第3号まで省略）</p> <p>（4）第13条第1項（第25条の18第1項において準用する場合を含む。）の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者</p> <p style="padding-left: 2em;">（第5号省略）</p>

【改正後】

第33号様式 削除

【改正前】

第33号様式（その2）（第41条）

（表）

身 分 証 明 書（下水道法第32条第1項）		第 号
写 真	所 属 名	
	職 名	
	氏 名	
		年 月 日生
<p>上記の者は、下水道法第32条第1項の規定により、他人の土地に立ち入ることができる者であることを証する。</p>		
年 月 日発行		
横浜市長		印

（縦5.5センチメートル、横9センチメートル）

（裏）

下 水 道 法 （ 抜 粹 ）

（他人の土地の立入又は一時使用）

第32条 公共下水道管理者、流域下水道管理者若しくは都市下水路管理者又はその命じた者若しくは委任を受けた者は、公共下水道、流域下水道又は都市下水路に関する調査、測量若しくは工事又は公共下水道、流域下水道若しくは都市下水路の維持のためやむを得ない必要があるときは、他人の土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用することができる。

2 前項の規定により他人の土地に立ち入ろうとするときは、あらかじめ当該土地の占有者にその旨を通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難であるときは、この限りでない。

3 第1項の規定により宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入ろうとするときは、立入の際あらかじめその旨を当該土地の占有者に告げなければならない。

4 日出前又は日没後においては、占有者の承諾があった場合を除き、前項に規定する土地に立ち入ってはならない。

5 第1項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。  
（第6項省略）

7 土地の占有者又は所有者は、正当な理由がない限り、第1項の規定による立入又は一時使用を拒み、又は妨げてはならない。  
（第8項から第10項まで省略）

第47条 第32条第7項の規定に違反して土地の立入り又は一時使用を拒み、又は妨げた者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

【改正後】

（削除）